

## 岩手海区漁業調整委員会委員候補者審査委員会運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、岩手海区漁業調整委員会委員候補者の選任等に関する要綱（令和2年9月23日施行、以下「選任要綱」という。）第9条の規定により設置する岩手海区漁業調整委員会委員候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 審査委員会は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 岩手海区漁業調整委員会の委員の候補者（以下「委員候補者」という。）の資格その他の適性等を審査すること。
- (2) 前項の審査結果を知事に報告すること。

### (構成)

第3条 審査委員会の委員（以下「審査委員」という。）は、次の者をもってあてる。

- (1) 総務部人事課総括課長
- (2) 農林水産企画室管理課長
- (3) 農林水産部水産振興課総括課長
- (4) 広域振興局水産部長
- (5) 岩手海区漁業調整委員会事務局長
- (6) その他知事が必要と認める者

### (委員長及び副委員長)

第4条 審査委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は農林水産部水産振興課総括課長を、副委員長は総務部人事課総括課長をもってあてる。
- 3 委員長は審査委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 審査委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 3 委員長は必要があると認めるときは、関係機関に対し資料を提出させ、説明又は意見を聴くことができる。
- 4 会議は非公開とする。

(候補者の審査)

第6条 審査委員会における委員候補者の資格その他の適性等の審査は、別表に定める審査基準により行うものとする。

(秘密保持)

第7条 審査委員は、審査委員会で知り得た一切の情報を漏らしてはならない。審査委員の職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 審査委員会の庶務は、農林水産部水産振興課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和2年9月23日から施行する。
- 2 令和2年11月30日までの間は、この要綱中「漁業法」とあるのは「漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）による改正後の漁業法」と読み替えるものとする。

別表 1 (第 6 条関係) 漁業者委員候補者審査基準表

漁業法第 138 条第 5 項に規定する漁業者又は漁業従事者から任命される委員

区 分	項 目	資格、適性等の審査事項
法定要件	法に規定する要件	岩手海区漁業調整委員会委員候補者の選任等に関する要綱第 3 条の規定への該当の有無
漁業に関する 識見	漁業の知識や知見	本県漁業に関する知見、識見を有し、職務を適切に行うことができること
	漁業への精通度	漁業の現場経験が豊富な者であること
職務の適切な 遂行能力	職務への理解及び適切な執行	法令に基づいて適切かつ公平に判断することができること
その他	地域振興への貢献	地域漁業や漁業種類において指導的役割を担うなど、多数の者から支持されていること
		豊かな知識と識見をもって漁業経営にあたり、漁業生産や地元雇用など地域経済に広く寄与していること
		担い手の育成や漁村社会の発展などに貢献していること

別表 2（第 6 条関係） 学識経験委員候補者審査基準表

漁業法第 138 条第 7 項に規定する資源管理及び漁業経営に関する学識経験を有する者から任命される委員

区 分	項 目	資格、適性等の審査事項
法定要件	法に規定する要件	岩手海区漁業調整委員会委員候補者の選任等に関する要綱第 3 条の規定への該当の有無
	中立的な職務遂行	漁業法第 138 条第 7 項の該当の有無
漁業に関する 識見	漁業の知識や知見	本県漁業に関する知見、識見を有し、職務を適切に行うことができること
	専門知識	資源管理や漁業経営等の専門的な知識を有していること
職務の適切な 遂行能力	職務への理解及び適切な執行	法令に基づいて適切かつ公平に判断することができること
その他	委員活動への期待	漁業団体等から公平な立場の者として委員活動を行うことが期待されていること

別表3（第6条関係） 中立委員候補者審査基準表

漁業法第138条第7項に規定する海区委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者から任命される委員

区 分	項 目	資格、適性等の審査事項
法定要件	法に規定する要件	岩手海区漁業調整委員会委員候補者の選任等に関する要綱第3条の規定への該当の有無
	中立的な職務遂行	漁業法第138条第7項の該当の有無
漁業に関する 識見	漁業の知識や知見	本県漁業に関する知見、識見を有し、職務を適切に行うことができること
職務の適切な 遂行能力	職務への理解及び適切な執行	法令に基づいて適切かつ公平に判断することができること
その他	委員活動への期待	漁業団体等から公平な立場の者として委員活動を行うことが期待されていること